

健発 0412 第 2 号
平成 30 年 4 月 2 日

[改正経過]

第 1 次改正 平成 27 年 12 月 2 日健発 1202 第 1 号
第 2 次改正 平成 28 年 3 月 31 日健発 0331 第 5 号
第 3 次改正 平成 29 年 11 月 15 日健発 1115 第 1 号
第 4 次改正 平成 29 年 12 月 21 日健発 1221 第 2 号
第 5 次改正 平成 30 年 7 月 10 日健発 0710 第 1 号
第 6 次改正 平成 31 年 3 月 29 日健発 0329 第 7 号
第 7 次改正 平成 31 年 4 月 12 日健発 0412 第 2 号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定医療費の支給認定について（通知）

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費の支給については、平成 27 年 1 月 1 日から施行されるところであるが、標記について、特定医療費支給認定実施要綱（別紙）を作成したので、これを参考に支給認定を行うとともに、関係者に対する周知方につき配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。